

愛知ターゲット		関連するSDGsの項目		関連の程度	コメント
1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	★	The Aichi Biodiversity Target is narrower in its scope than the Sustainable Development Targets as it focuses specifically on biodiversity. The Aichi Biodiversity Target also refers to people being aware of the actions they can take, which is not explicitly reflected in the Sustainable Development Target.
		12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	★★	
2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定や報告制度に組み込まれている。	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	★★★	There is a close match in the scope of the two targets.
3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	★★	The Aichi Biodiversity Target is broader than the Sustainable Development Target which only refers to fishery subsidies. The Aichi Biodiversity Target refers to harmful incentives, including subsidies, generally, as well as to the promotion of positive incentives. These elements are not captured in the Sustainable Development Target.
4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	★★	Sustainable Development Targets 8.4 and 9.4 refer to improving resource use efficiency in production and consumption which is relevant to Aichi Biodiversity Target 4 but is more specific. Sustainable Development Target 12.2 refers to the management of natural resources. This is broader than the Aichi Biodiversity Target. The Aichi Biodiversity Target specifically refers to keeping the impacts of use within safe ecological limits which is not addressed by the Sustainable Development Targets. These Sustainable Development Targets are also relevant to Aichi Biodiversity Target 7.
		9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	★	
		12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	★	
5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	★★★	There is a close match in the scope of the Aichi Biodiversity Target and the two related Sustainable Development Targets. Sustainable Development Target 15.2 refers to sustainable management which is also relevant to Aichi Biodiversity Target 7. Sustainable Development Target 15.5 refers to protecting and preventing the extinction of threatened species which is relevant to Aichi Biodiversity Target 12.
		15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	★★★	
6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇したすべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的に安全な範囲内に抑えられる。	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁獲や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	★★★	Sustainable Development Target 14.4 and Aichi Biodiversity Target 6 are closely related, though the Aichi Biodiversity Target is more specific in that it specifies fish and invertebrate stocks and aquatic plants. Sustainable development target 14.7 is weakly related to Aichi Biodiversity Target 6 as it refers to the sustainable management of fisheries. The Aichi Biodiversity Target also refers to the impacts of fisheries practices on threatened species and vulnerable ecosystems. These issues are not explicitly addressed in the Sustainable Development Targets. Sustainable development target 14.7 is also related to Aichi Biodiversity Target 7 given the reference to the sustainable management of aquaculture.
		14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	★	
7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	★★	The Sustainable Development Targets refer to sustainable food production as well as to the sustainable management and efficient use of natural resources. As such their scope is largely addressed by Aichi Biodiversity Target 7. However Aichi Biodiversity Target 7 focuses explicitly on the sustainable management of agriculture, aquaculture and forestry. While these issues are not addressed by these Sustainable Development Targets, they are addressed to a certain degree by targets 14.7 and 15.2.
		12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	★★	
8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	★★★	Aichi Biodiversity Target 8 and Sustainable Development Target 14.1 are closely associated. However the Aichi Biodiversity Target is broader in its scope as it focuses on all types of pollution, not just those related to the marine environment.
9	2020年までに、侵略的外来種及びその侵入経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために、侵入経路を管理するための対策が講じられる。	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	★★★	The Aichi Biodiversity Target and the Sustainable Development Target are close related. The Aichi Biodiversity Target is more specific in that it specifies controlling pathways.
10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	★★	Aichi Biodiversity Target 10 is significantly broader than the related Sustainable Development Targets as it refers to all ecosystems vulnerable to the effects of climate change and ocean acidification. The Aichi Biodiversity Target is moderately related to Sustainable Development Target 14.2 as it refers to strengthening the resiliency of marine and coastal systems. Sustainable Development Target 14.3 is weakly related to Aichi Biodiversity Target 10 as it relates to addressing the impacts of ocean acidification, which, while relevant, to the Aichi Target, is not its focus.
		14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	★	

11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性及び生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	★★	Sustainable Development Target 11.4 is broader than Aichi Biodiversity Target 11 as it refers to protecting cultural and natural heritage. Sustainable Development Target 14.5 is directly relevant to the marine component of Aichi Biodiversity Target 11 and they have identical percentage elements. Aichi Biodiversity Target 11 addresses a number of issues which are not covered by the related Sustainable Development Targets. These include a percentage-based protected area target, an emphasis on protecting particularly important areas, effective and equitable management of protected areas, integrating protected area systems into the wider land- and seascapes as well making use of other effective area-based conservation measures.
		14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	★★★	
12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	★★★	Both sustainable developments targets are highly related to Aichi Biodiversity Target 12 as they both refer to preventing extinction. Sustainable Development Target 15.7 focuses on one specific pressure on wildlife and as such is narrower in scope than the Aichi Biodiversity Target. Similarly, the two Sustainable Development Targets do not explicitly refer to improving and sustaining the conservation status of species.
		15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	★★★	
13	2020年までに、社会的・経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。	2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	★★★	There is a close association between Aichi Biodiversity Target 13 and Sustainable Development Target 2.5. However, there are some differences. The Aichi Biodiversity Target refers to socioeconomically as well as culturally valuable species whereas the Sustainable Development Target does not. However the Sustainable Development Target is more specific in that it specifies the use of seed and plant banks as well as the fair and equitable sharing of genetic resources (which is relevant to Aichi Biodiversity Target 16).
14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	★★★	The two Sustainable Development Targets are closely related to Aichi Biodiversity Target 14 as they refer to protecting or sustaining ecosystems which provide benefits to people. The Sustainable Development Targets are narrower in scope, however, as they refer to specific ecosystem types. In addition, Aichi Biodiversity Target 14 specifies the need to consider the needs or women and indigenous and local communities, and the poor and vulnerable.
		15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に実行する。	★★★	
15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化に対処に貢献する。	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	★★★	Sustainable Development Targets 15.1 and 15.3 have a close relationship with Aichi Biodiversity Target 15 as they all relate to restoration. The Aichi Biodiversity Target also refers to carbon stocks and specifies a quantitative restoration target. Neither of these two elements is contained in the Sustainable Development Targets. Sustainable development Target 15.2 is relevant to Aichi Biodiversity Target 15.
		15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	★★★	
16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会（アクセス）及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	★★★	The Aichi Biodiversity Target and the Sustainable Development Target are closely related.
17	2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	★	This Sustainable Development Target is only slightly related to Aichi Biodiversity Target 17 in that it refers to national planning processes. The Aichi Biodiversity Target specifically addresses issues related to the operation of the Convention on Biological Diversity.
18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれらの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全に組み入れられ、反映される。	1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	★	The Sustainable Development Targets do not explicitly mention indigenous and local communities, however, they address a number of issues which are relevant
		16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	★	
19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。	17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特別な質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	★★	Aichi Biodiversity Target 19 refers to an increase in the amount, quality and use of biodiversity information and technologies. As such this Aichi Biodiversity Target is relevant to several of the Sustainable Development Targets. The Sustainable Development Targets, however, are for the most part broader as they refer to improving information and technologies generally and not necessarily specifically to biodiversity.
		17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	★★	
20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011～2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金源からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	★★	There are a number of sustainable development goals which refer to increasing the mobilization of resources. However these are broader than Aichi Biodiversity Target 20 which only focuses on issues related to biodiversity.
		10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	★★	
		17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	★★	

SDGs		愛知ターゲット
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	2: 各種計画への組み込み 6: 過剰漁獲 7: 農業・林業・養殖業
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	2: 各種計画への組み込み 6: 過剰漁獲 7: 農業・林業・養殖業 14: 生態系サービス
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	6: 過剰漁獲 7: 農業・林業・養殖業 13: 遺伝的多様性
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	6: 過剰漁獲 7: 農業・林業・養殖業 13: 遺伝的多様性
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	7: 農業・林業・養殖業
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	4: 生産と消費 7: 農業・林業・養殖業
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	13: 遺伝的多様性 18: 伝統的知識
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	8: 化学汚染 13: 遺伝的多様性 14: 生態系サービス 16: ABS 18: 伝統的知識
4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	1: 普及啓発 19: 知識・技術の向上と普及
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	14: 生態系サービス 17: 効果的・参加的戦略
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	14: 生態系サービス 17: 効果的・参加的戦略 18: 伝統的知識
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	8: 化学汚染
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	11: 保護地域 14: 生態系サービス 15: 復元と気候変動対策
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力をを含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	11: 保護地域 14: 生態系サービス 15: 復元と気候変動対策
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	11: 保護地域 14: 生態系サービス 15: 復元と気候変動対策

7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	5:生息地の破壊 7:農業・林業・養殖業 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策 19:知識・技術の向上と普及
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	14:生態系サービス 19:知識・技術の向上と普及
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	2:各種計画への組み込み 4:生産と消費 6:過剰漁獲 7:農業・林業・養殖業 14:生態系サービス 16:ABS
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	2:各種計画への組み込み 4:生産と消費 14:生態系サービス
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	2:各種計画への組み込み 4:生産と消費 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	2:各種計画への組み込み 4:生産と消費 8:化学汚染 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策 19:知識・技術の向上と普及
10	各国内及び各国間の不平等を是正する	
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	8:化学汚染 15:復元と気候変動対策 18:伝統的知識 20:人材・資金
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	8:化学汚染 15:復元と気候変動対策 18:伝統的知識 20:人材・資金
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	2:各種計画への組み込み 4:生産と消費 14:生態系サービス
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	11:保護地域
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	8:化学汚染
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	2:各種計画への組み込み 14:生態系サービス
12	持続可能な生産消費形態を確保する	
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	4:生産と消費 6:過剰漁獲 7:農業・林業・養殖業 8:化学汚染 19:知識・技術の向上と普及
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	1:普及啓発 19:知識・技術の向上と普及
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	5:生息地の破壊 10:脆弱な生態系の保護 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	2:各種計画への組み込み 15:復元と気候変動対策 17:効果的・参加的戦略

14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	8:化学汚染
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	6:過剰漁獲 11:保護地域 15:復元と気候変動対策
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	10:脆弱な生態系の保護 19:知識・技術の向上と普及
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	2:各種計画への組み込み 3:補助金・奨励措置 4:生産と消費 6:過剰漁獲 7:農業・林業・養殖業 12:種の保全 19:知識・技術の向上と普及
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。	5:生息地の破壊 11:保護地域
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	3:補助金・奨励措置 4:生産と消費
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	2:各種計画への組み込み 4:生産と消費 6:過剰漁獲 7:農業・林業・養殖業 14:生態系サービス 17:効果的・参加的戦略
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	4:生産と消費 5:生息地の破壊 7:農業・林業・養殖業 11:保護地域 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	4:生産と消費 5:生息地の破壊 7:農業・林業・養殖業 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	4:生産と消費 5:生息地の破壊 15:復元と気候変動対策
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に実施する。	11:保護地域 14:生態系サービス 15:復元と気候変動対策
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	5:生息地の破壊 12:種の保全
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	16:ABS
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	12:種の保全
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	9:外来種
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	2:各種計画への組み込み

16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	17:効果的・参加的戦略
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	17:効果的・参加的戦略
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	20:人材・資金
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	19:知識・技術の向上と普及
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	19:知識・技術の向上と普及
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	17:効果的・参加的戦略
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	2:各種計画への組み込み 17:効果的・参加的戦略
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	19:知識・技術の向上と普及